

## 2021-10 税務・労務・法務情報

### (RMO 2021-14) 租税条約適用申請手続きの改定について

#### 1. 本規則公布の背景

・従前の規則では、取引日前までの承認申請(申請ではなく、承認取得を義務付けるものという解釈もありました)を義務付けておりました。しかし、取引日後の承認申請について当局が否認するという事例に対し、「租税条約により認められた税制上の優遇制度であり、要件を満たしている限り、取引日後の承認申請も有効とすべし」という納税者側からの提訴がありました。結局、この紛争は、最高裁において納税者勝訴に終わっています。

・この最高裁判決に基づき、租税条約適用は取引日後に申請することが可能とする改定が行われたのが今回のポイントでした。

・しかし、「取引日後の申請を認める」とする制度変更に合わせて、申請書に添付すべき書面(ほとんどが無駄な書面)を大幅に増加させています。まるで申請書の提出を阻むような新制度といえます。(日本人商工会議所、大使館等を通じて改善要請をしております)

#### 2. 申請ガイドライン

(1) 非居住者で比国内源泉所得を受領する者は、支払者に対して①居住証明書 ②BIR様式0901(適用申請書)を取引日前までに提出しなければならない。その提出がない場合は、通常税率が適用される。

(2) 租税条約の軽減税率を適用した源泉徴収義務者は、その可否についてBIR国際課税部門(ITAD: International Tax Affairs Division)に対し「確認要求」(Request for confirmation)しなければならない。一方、通常税率が適用された場合は、非居住者がTTRA(Tax Treaty Relief Applications)を提出する。

(3) 源泉徴収義務者の「確認要求」は、源泉徴収後いつでも提出することができる。但し、その支払日の課税年度終了後4ヶ月以内に限る。通常税率を適用された非居住者は、いつでもTTRAを提出することができる。

(4) 適用源泉税率に誤りがあった場合は、確認要求は否認され追徴処分を受ける。一方、非居住者が提出したTTRAが承認された場合は、還付請求することができる。

(5) 一つの取引について、一つの確認要求又はTTRAを提出することができる。但し、1年以上に渡る契約(サービス、ローン、ライセンス契約等)については、その契約終了までの期間毎年課税年度終了後4ヶ月以内の更新手続きを要する。

(6) TTRAは提出後4ヶ月以内に審査結果通知を行う。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)